

男女共同参画社会の実現に向けて

平成11（1999）年6月23日、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、目的として、「男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であり、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること」が掲げられました。社会や家庭における男女のありかたについて、これまでの多くの人々の願いと粘り強い活動が少しずつ社会の意識を変えてきた成果と考えられます。



本学も遅ればせながら、平成22（2010）年1月1日、「国立大学法人京都教育大学男女共同参画推進委員会」を設置しました。

これまでも、男女共同参画に係わる動きは昭和40年代後半ごろからあり、当時の激しい大学紛争のなかで「女性教員の会」が作られ、また平成7（1995）年ころよりは女性の教職員を役職に就けるようになってきました。法人化以降、第I期目標期間（平成16年度～21年度）では、大学教員採用数40名のうち15名が女性教員です。現在、大学教員の21.6%、職員の27.4%を女性が占めており、少しずつですが、女性の採用が増えてきています。同時に、仕事と育児や介護等が両立できるように教職員を支援する環境の整備を進めているところです。

京都教育大学の構成員である学生（院生を含む）や教職員ひとり一人が、互いを尊重し協力し合って、それぞれの能力や個性を發揮して勉学や仕事にとりくんでいけるようにしたいと考えております。

平成22年12月

京都教育大学長 位藤 紀美子